

意見書

2023年7月31日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル6階

一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会

会長 久保 真

電話番号 03-5304-7511

メールアドレス info@jaipa.or.jp

「接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>第 1 章 卸協議の適正性の確保に係る制度整備</p> <p>P.19</p> <p><固定通信分野の特定卸役務に関して提示される情報></p> <p>固定通信分野においては、接続料相当額そのものではなく、接続料相当額の指数を開示することについて議論があった。接続料相当額の水準を示す指数については、NTT東日本・西日本の説明に十分納得していない、指数が何の役に立つのか疑問であるといった否定的な意見も多数あったものの、</p> <p>□ 接続料相当額そのものを提示すると、卸先事業者の中には、自己設置又は接続によりFTTHアクセスサービスを提供する事業者が含まれる中、自己設置又は接続による事業において当該情報を活用することが可能。</p> <p>□ その場合、競争相手のサービス原価及び利益を見据えたうえでユーザー料金、戦略の立案・実行が可能となり、NTT東日本・西日本が一方向的に競争上の不利益を被る。</p> <p>□ 以上の事情については、（接続による提供が可能な役務については）卸料金が接続料と同一の単位で設定されている移動通信分野と異なる。</p> <p>といったNTT東日本・西日本の説明には一定程度の合理性が認められる。</p> <p>したがって、少なくとも現時点において</p>	<p>接続料相当額の開示につきましては、構成員の先生方のご意見や当協会等からも異論ありつつも一定の合理性あり、一旦指数で運用という方針になりましたが、指数では以前不透明であることは否めず、NTT東西の経営情報に触れない範囲で、おおよその目安で構いませんので、卸料金に含まれる接続料相当の原価について割合を示していただくよう努力を求めます。それにより、卸先事業者の理解と制度の透明性が高まるものと考えます。</p> <p>また、「今後、指数の提示によって卸協議の適正性確保等が図られない状況にあると認められる場合には、改めて対応を検討することが適当である。」という部分に強く賛同します。総論として本研究会検討の背景である FTTH の大きな比重を占める光卸の料金高止まりが (P8) が是正されていく事が事業者の健全な事業運営、市場発展においても極めて重要であり、その履行を要請します。</p>

<p>は、競争状況への影響等を勘案すれば、法令上、接続料相当額そのものの提示を求めることは適当ではなく、次善の策として、接続料相当額の水準を示す指数の開示を義務づけることが適当である。</p> <p>その上で、本研究会における構成員意見等も踏まえると、指数の提示の合理性や卸協議に与える影響については継続的に注視していく必要がある、今後、指数の提示によって卸協議の適正性確保等が図られない状況にあると認められる場合には、改めて対応を検討することが適当である。</p>	
<p>P.24 固定通信分野における卸参入後の協議の在り方</p> <p>NTT東日本・西日本が提供を開始した卸先事業者の要望を反映する仕組み等を積極的に活用しつつ、引き続き、卸元・卸先の双方が参入後の協議に真摯に対応することが適当である。</p> <p>団体協議に係るNDAに関する課題については、団体協議を希望する事業者団体と卸元事業者の間で、課題の解決に向けた論点（卸先事業者以外に所属する者が団体の事務局等の立場で団体協議に参画する場合の事務局の役割等のルール等）を整理していくことが適当である。</p> <p>その上で、なお団体と卸元事業者の間で見解の隔たりがある場合は、総務省において必要な対応（団体と卸元事業者間の協議へのオブザーバー参加等）を検討すべきである。</p>	<p>当協会において、NTT 東西殿との間で光卸に関する事業者間の団体協議の場を持つべく交渉を開始していますが、秘密保持契約書の内容で交渉が難航しいまだ協議が開始できていない状況です。両者間のスタンスの違いが明確な状況で、当協会としてはNTT 東西殿による説明会のような一方的なものではなく、NTT 東西殿と卸先事業者の両当事者が互いに情報を提供しあい課題の解決に向けて議論を重ね、結論に向けて歩み寄る双方向的な協議が必要と考えています。</p>
<p>P30</p>	<p>ここに記載されている報告書の今後の方針に賛同し</p>

<p>今回の検証で光サービス卸の料金に関する検証は3回目となるが、第2回の検証を踏まえた本研究会第六次報告書の取りまとめに際して行われた意見募集においては、関係事業者等より、</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 卸料金と接続料相当額の差額がNTT東日本・西日本で異なるものの、卸料金が同水準であることに対する理由の説明がなされていない。 □ 卸料金と接続料（及び1ユーザあたり接続料相当額）の連動性が見られないことへの詳細な説明がなされていない。 □ 卸料金の引き下げが行われない場合には卸料金と接続料相当額の乖離の拡大傾向は続くと考えられるため、検証の透明性を高めて継続的に実施する必要。といった意見があった。本研究会は、これら意見に対し、NTT東日本・西日本においては、こうした指摘があることを踏まえつつ、今後の本検証では十分な説明を行うことが適当であるとの考え方を示したところである。 	<p>ます。透明性・公平性については当協会の立場からも検証したく、NTT東西殿には情報提示、十分な説明をお願いしたいと思います。</p>
<p>P31</p> <p>また、本研究会第四次報告書（令和2年9月25日公表）において、光サービス卸の接続との代替性が「不十分」とであると評価した際には、</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 今後、卸役務による提供の度合いや接続機能の影響力の変動、接続事業者からの接続に関する改善提案への対応状況、現時点で考慮されていない接続を困難とする事由等の状況を踏まえ、代替性に関する評価が変わることも考えられる。 	<p>当協会は、光サービス卸の接続との代替性を高めるための方策として、かねてより「NGNのISP接続メニュー」を提案してまいりました。（本研究会第11回資料11-3）しかしながら本件に係るNTT東西殿と当協会の協議は一度開催されたものの、その後長く中断された状況にあります。NGNのISP接続メニューが光サービス卸に代わるものとして重要であることは依然変わりはなく、今後当協会におきましてはNTT東西殿の協力を得て、協議の再開に向けて進めてまいりたく、総務省様のご支援を賜ればと存じます。</p>

<p>□ 光サービス卸については、接続による代替性を高める具体的な措置を実現するための団体協議等をNTT東日本・西日本及びJAIPAを進めるとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じてフォローしながら、接続による代替性を高めていくことが適当。</p> <p>と指摘している。</p> <p>指定設備卸役務に係る協議の適正性を確保するための制度が施行された現在にあっても、接続による代替性を高める具体的な措置を実現するための団体協議は引き続き重要であり、本検証を通じた卸料金の透明性の確保が十分でない状況となれば、なお重要性を増すことになると考えられる。NTT東日本・西日本及び関係事業者等において上述の協議を進めていくことが適当であるとする本研究会の考え方は、現在においても変わりはない。</p>	
<p>第2章「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証</p> <p>P90</p> <p>この点、次回の検証において、指定設備卸役務の提供に係る協議の状況に改善が見られず、卸料金の算定方法について、卸先事業者等への説明がなお不十分だと認められるような状況となっている場合、総務省においては、本検証の在り方の見直しも含め、必要な措置について検討していくことが適当である。</p>	<p>趣旨に賛同します。次回の検証においては、接続による代替性を高める具体的な措置の状況に加え、卸料金の算定方法についてNTT東西殿による説明のみならず、卸料金の内容、とりわけ卸料金と接続料相当額との差額の内容の合理性、適切性について卸先事業者の理解が十分得られているか否かも評価の対象として加えていただければと思います。</p>
<p>第9章 加入光ファイバ等の提供遅延</p> <p>P.166</p>	<p>NTT 東西殿は全国的に提供遅延が解消されてきていることを示す資料を第70回会合で示し、報告書でも</p>

<p>加入光ファイバ等の提供遅延に関しては、NTT東日本・西日本等による取組のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴うFTTHアクセスサービス等の需要の増加傾向が一服したこと等によるものと見られる改善がみられる。この点、NTT東日本・西日本及び関係事業者における取組については評価されるべきものであるが、一方、依然として改善を要する点が存在する。</p> <p>加入光ファイバ等の迅速な提供は、ブロードバンドサービスにおける利用者の利便にとって非常に重要な要素であることから、NTT東日本・西日本においては、引き続き接続事業者等との協議を継続することが適当である。</p>	<p>一定の評価がされていますが、左記にもありますとおり依然として改善を要する点が存在すると考えています。例えば、当協会会員が見るところブロック単位ではなく、県単位やさらに細かい地域で見るとまだ解消されていない状況にあるところが存在します。また、非即決エリアにおける調査申込や工事申込において運用が卸先事業者から見るとなれていない感があり、引き続き事業者間協議におけるNTT東西殿の丁寧な対応が求められ、問題の解決が図られるべきものと考えます。</p>
--	--